

## 小城市寄附採納道路等事務取扱要綱チェックリスト

<input type="checkbox"/>	寄附採納を行うことができる道路は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
<input type="checkbox"/>	(1) 小城市市道認定基準要綱第4条の規定により、市道として認定することができる道路
<input type="checkbox"/>	(2) 建築基準法第42条第2項に基づく道路
<input type="checkbox"/>	(3) 道路の両端又は一端が公道に接続し、かつ、一般交通の用に供されている有効幅員が4メートル以上の道路
<input type="checkbox"/>	寄附採納を行うことができる道路は、次に掲げるすべての要件を具備するものでなければならない。
<input type="checkbox"/>	(1) 道路敷地については、市に無償で寄附されるもので、所有権以外の一切の権利の設定がないこと。
<input type="checkbox"/>	(2) 道路敷地に不法占拠物件がないこと。
<input type="checkbox"/>	(3) 道路敷地をめぐって係争中である等、紛争が未解決のままでないこと。
<input type="checkbox"/>	(4) 道路は、全面舗装を完了していること。
<input type="checkbox"/>	(5) 路面の強度は、採納後少なくとも5年間補修を要しないものであること。
<input type="checkbox"/>	(6) 道路の維持管理等については、当該行政区又は利用者利用者(開発業者を含む。)で行うことを誓約すること。

(寄附採納の申出)

第4条 道路を市に寄附しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第10条第1項に規定する寄附申込書
- (2) 登記承諾書
- (3) 位置図
- (4) 実測平面図
- (5) 地籍図
- (6) 丈量図(縮尺500分の1)
- (7) 登記事項証明書
- (8) 印鑑証明書
- (9) 関係権利者同意書(様式第1号)
- (10) 現況写真
- (11) 維持管理に関する誓約書(様式第2号)